平成２８年（フ）第３２号
三重県津市一身田平野239番地６
債務者　立松　俊之
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５４号
高知市大津乙1008番地８　コープ大津101
債務者　江口　泰輔
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６号
福島県郡山市山根町７番18号
債務者　古関　邦男
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
愛知県岡崎市六名本町12番地１　パナハイツアーバンＡ－102
債務者　淺岡　秀一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６００号
大阪府羽曳野市島泉７丁目14番６号
債務者　垂野　　雅
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５２号
札幌市西区発寒12条３丁目12番16号　リュミエール和光Ａ棟Ｃ号
債務者　斉藤　弘之
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５３号
札幌市西区発寒12条３丁目12番16号　リュミエール和光Ａ棟Ｃ号
債務者　斉藤　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７４号
札幌市白石区中央３条５丁目８番26号　ヴィアフェラーラＡ－201号
債務者　島貫　哲一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９８号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番３－301号
債務者　村田美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１６号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目３番19号
債務者　上村有紀子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５号
静岡県沼津市大岡3571番地の１　フジビューホーム、前住所静岡県沼津市庄栄町２番４号
債務者　遠藤　悦雄
法定代理人成年後見人　井上　尚人
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
京都府京丹後市峰山町二箇1140番地
債務者　川原　雅仁
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２４８号
堺市中区陶器北1050番地２　メゾンなでしこ202号
債務者　神田　　稔
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
堺市南区鴨谷台３丁３番６－822号、前住所大阪府河内長野市南花台５丁目３番８号
債務者　町田　賢一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
福岡市城南区東油山３丁目19番304号
債務者　泉　　正治
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１６号
福岡市城南区鳥飼７丁目28番201号
債務者　寺田美津子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８号
長崎県長崎市西山３丁目32番45号　高平ハイツ102
債務者　井上　計士
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係